

高野総合グループ
税理士法人
TSK 高野総合会計事務所
Takano Sogo Group
高野総合コンサルティング株式会社 監査法人 TSK

FX、バイナリーオプション取引 に係る確定申告について

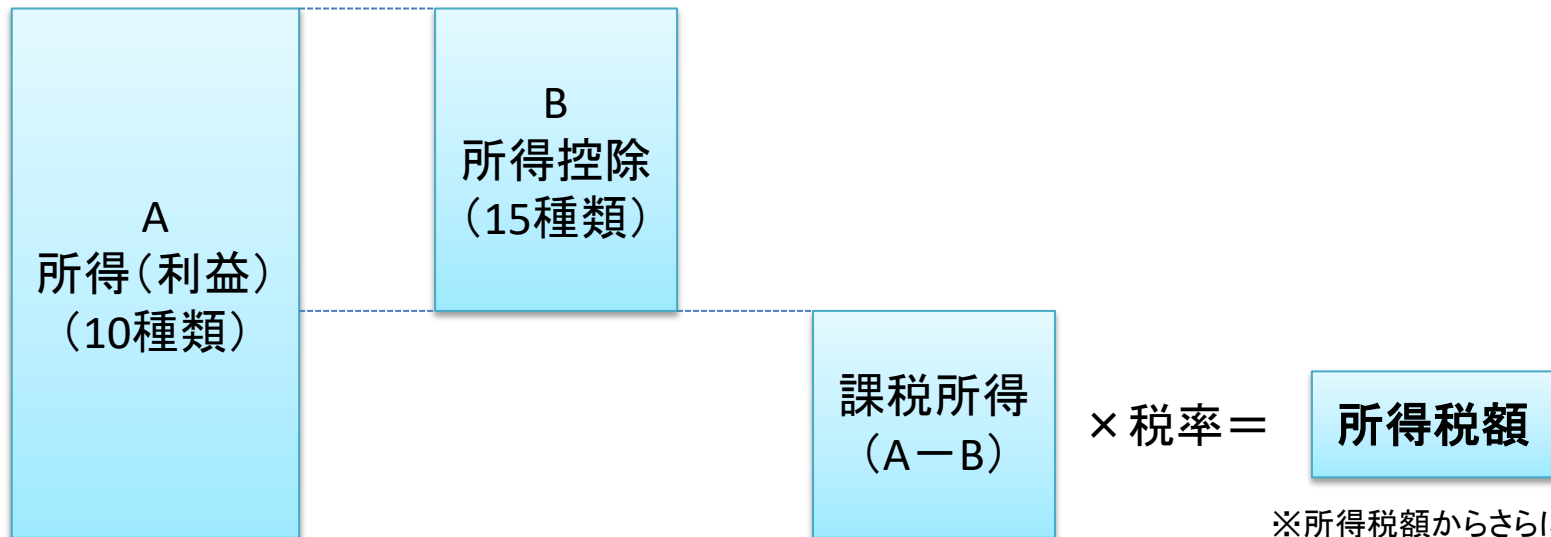
税理士法人 高野総合会計事務所
税理士 伊藤博昭

1. 確定申告とは

確定申告の概要

確定申告とは、個人の1年間(1月1日から12月31日まで)の所得(利益)に係る所得税額を申告する手続きをいいます。申告期限は3月15日までです。所得税額は以下のように計算されます。

<所得税額の算出イメージ>



※所得税額からさらに住宅ローン控除、配当控除等の税額控除が控除されます

1. 確定申告とは

所得とは

所得とは、収入から経費を引いた利益をいいますが、所得税法上は所得を以下の10種類に分類します。

種類	内容
利子所得	預金の利子など
配当所得	法人からの配当など
不動産所得	不動産の貸付け
事業所得	事業から生じる所得
給与所得	給料、賞与
退職所得	退職金
山林所得	山林(立木)の売却
譲渡所得	不動産、有価証券の売却
一時所得	満期保険金、懸賞金など
雑所得	年金、原稿料、FX(バイナリーオプションを含む。以下同じ)などの先物取引など

1. 確定申告とは

所得控除とは

所得控除とは、個人の生活的事情を考慮して税負担をできるだけ公平にするために、所得の金額から以下の15種類の所得控除を控除することができます。

種類	内容
社会保険料控除	国民年金保険料、国民保険料、介護保険料など
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済に係る掛金など
生命保険料控除	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料
地震保険料控除	地震保険料
寡婦控除	本人が寡婦で一定の場合
ひとり親控除	本人がひとり親で一定の場合
勤労学生控除	本人が勤労学生の場合
障害者控除	本人や扶養家族が障害者の場合
配偶者控除	配偶者を有しており、一定の要件を満たす場合
配偶者特別控除	配偶者を有しており、一定の要件を満たす場合
扶養控除	扶養親族を有しており、一定の要件を満たす場合
基礎控除	原則として48万円の控除額
雑損控除	災害・盗難・横領で住宅や家財に損失を受け、一定の要件を満たす場合
医療費控除	支払った医療費で、一定の要件を満たす場合
寄付金控除	国、地方公共団体に寄付した場合、ふるさと納税

1. 確定申告とは

所得税の税率

所得税は、原則として超過累進税率によって課税されるため、高額所得者であるほど税負担が大きくなります。所得税の税率は以下の通りです。

所得金額	税率	控除額
195万円未満	5%	0円
195万円以上 330万円未満	10%	97,500円
330万円以上 695万円未満	20%	427,500円
695万円以上 900万円未満	23%	636,000円
900万円以上 1,800万円未満	33%	1,536,000円
1,800万円以上 4,000万円未満	40%	2,796,000円
4,000万円以上	45%	4,796,000円

※住民税の税率は所得の10%となりますので、所得税と住民税で**最高税率は55%**となります。

※平成25～31年、令和元年～19年までは、**所得税額に対し2.1%復興特別所得税**が課されます。

1. 確定申告とは

確定申告が必要か否かの判断

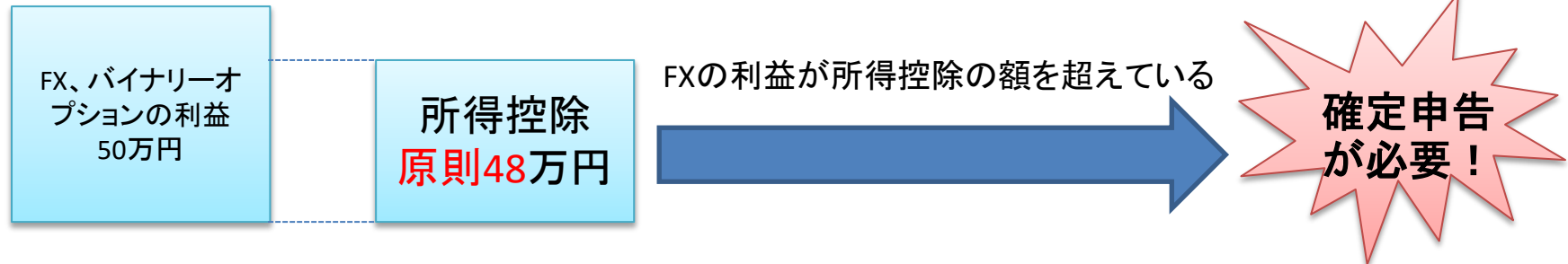
所得税は、原則として所得の合計額が所得控除の額の合計額を超える場合で、その所得税額から配当控除等の税額控除の金額を超える場合(所得税額が発生する場合)には、**確定申告が必要**です。

なお、給与所得しかないようなサラリーマンで年末調整をしている場合には、原則として確定申告をする必要がありませんが、サラリーマンでも、給与所得及び退職所得以外の**他の所得金額の年間の合計額が20万円を超える場合(FXとバイナリーオプションの利益が20万円を超えるような場合)**には**確定申告が必要**です。

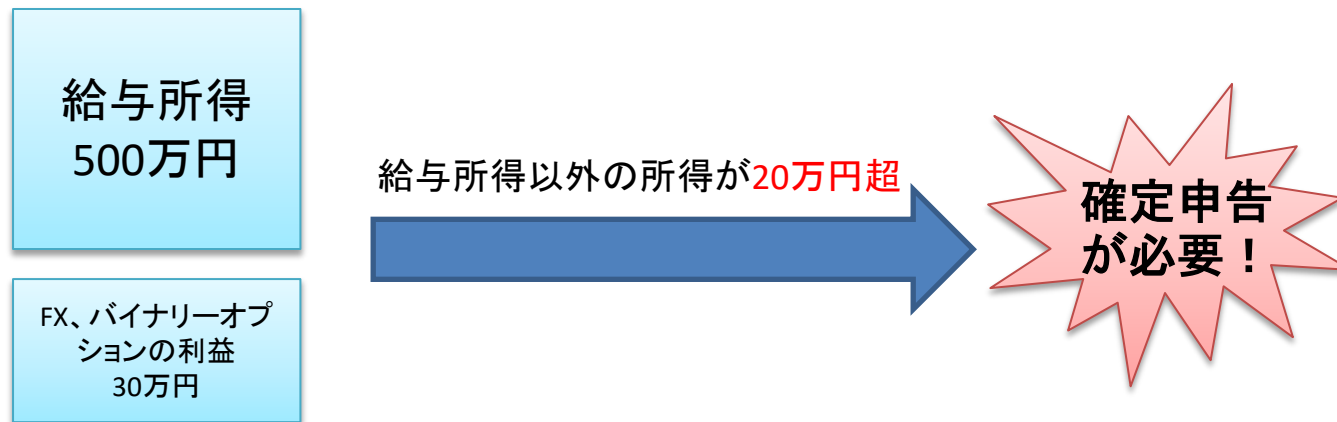
1. 確定申告とは

<確定申告が必要か否かの判断例>

① 専業主婦等の場合



② サラリーマンの場合

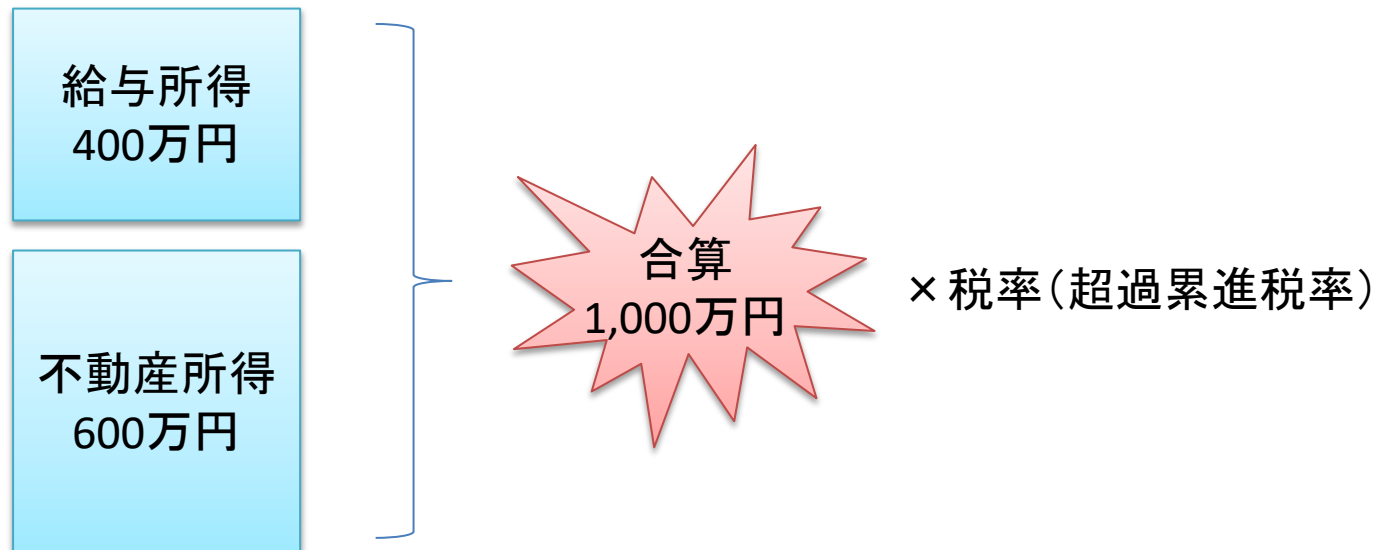


1. 確定申告とは

課税方法

所得税額は、原則として総合課税方式によって課税されます。総合課税方式とは、全ての所得を合算して、税率(超過累進税率)を乗じて所得税額を算出する方法です。

<総合課税方式のイメージ>

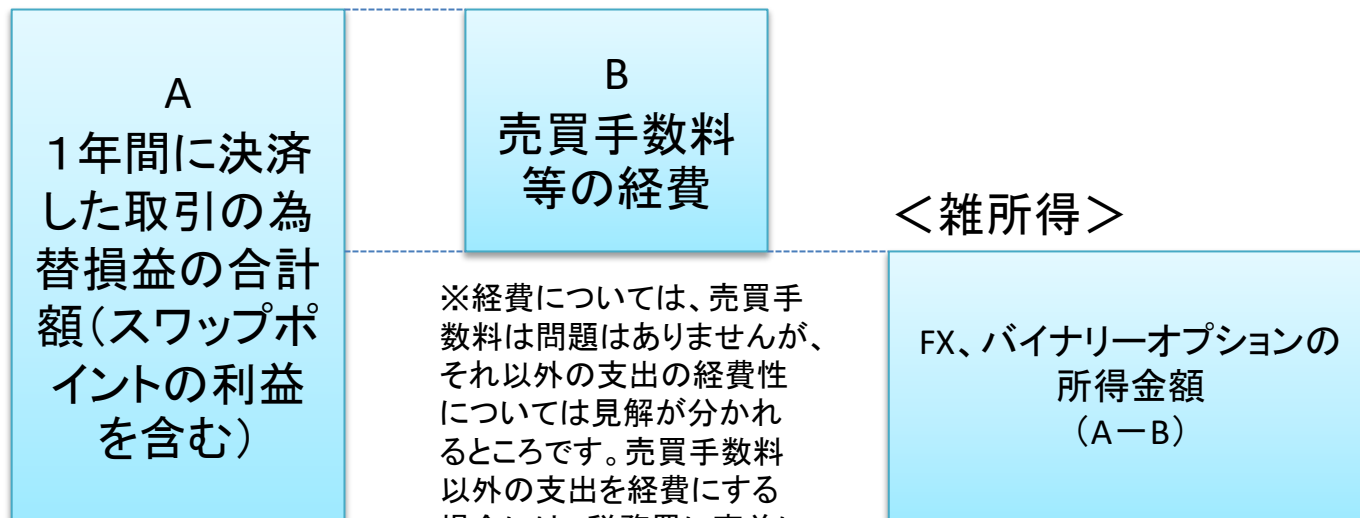


2. FX、バイナリーオプション取引の課税

FX、バイナリーオプション取引の所得

FX、バイナリーオプション取引による所得は、原則として雑所得となります。1年間に決済した取引の為替損益とスワップポイントの合計額から売買手数料等の経費を控除して所得を計算します。

<FX取引の所得金額の算出イメージ>



※FXの未決済ポジションの含み益や未決済のスワップポイントは課税対象とはなりません。

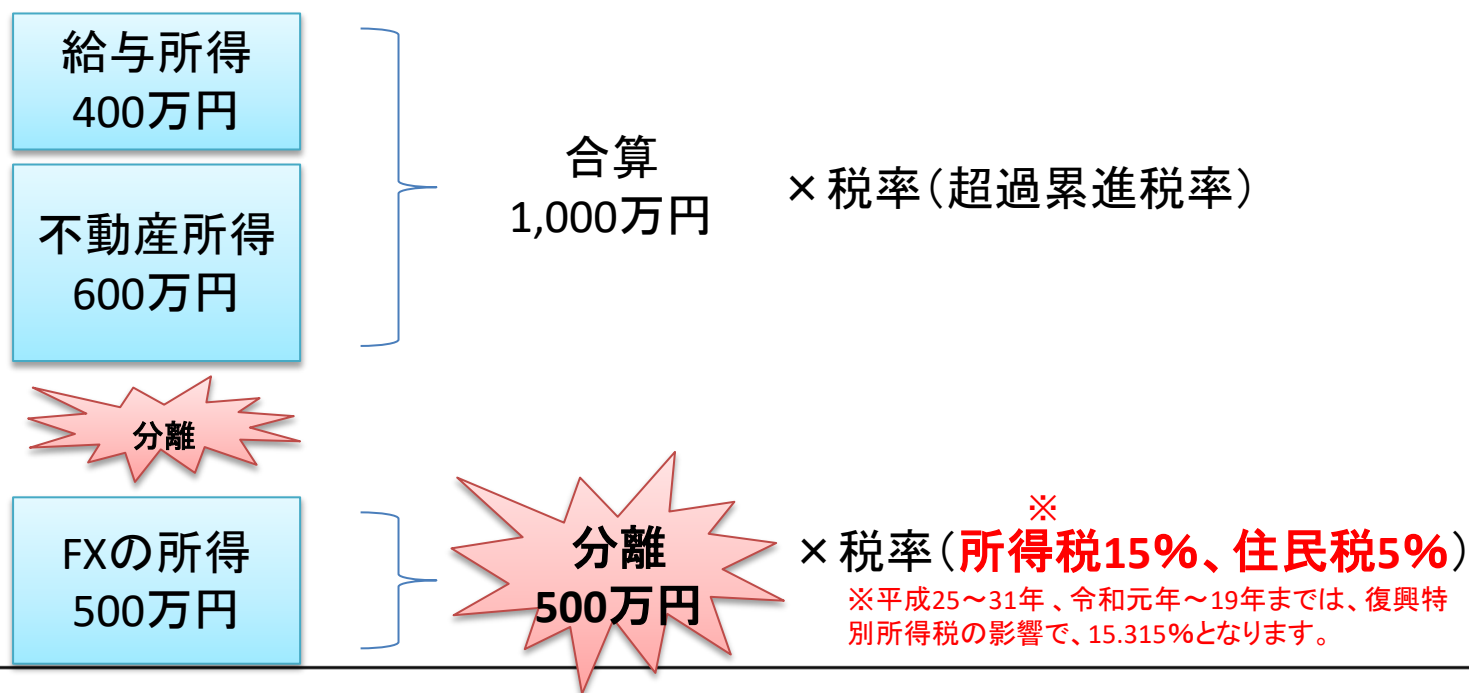
※経費については、売買手数料は問題はありませんが、それ以外の支出の経費性については見解が分かるところです。売買手数料以外の支出を経費にする場合には、税務署に事前に相談されることをお勧めします。

2. FX、バイナリーオプション取引の課税

FX、バイナリーオプション取引の課税方法

FX、バイナリーオプション取引の所得については、「先物取引に係る雑所得等の課税の特例」の適用対象となり、分離課税方式によって課税されます。分離課税方式とは、総合課税される他の所得と分離して、一定の税率を乗じて所得税額を算出する方法です。以下のように計算されます。

<分離課税方式のイメージ>



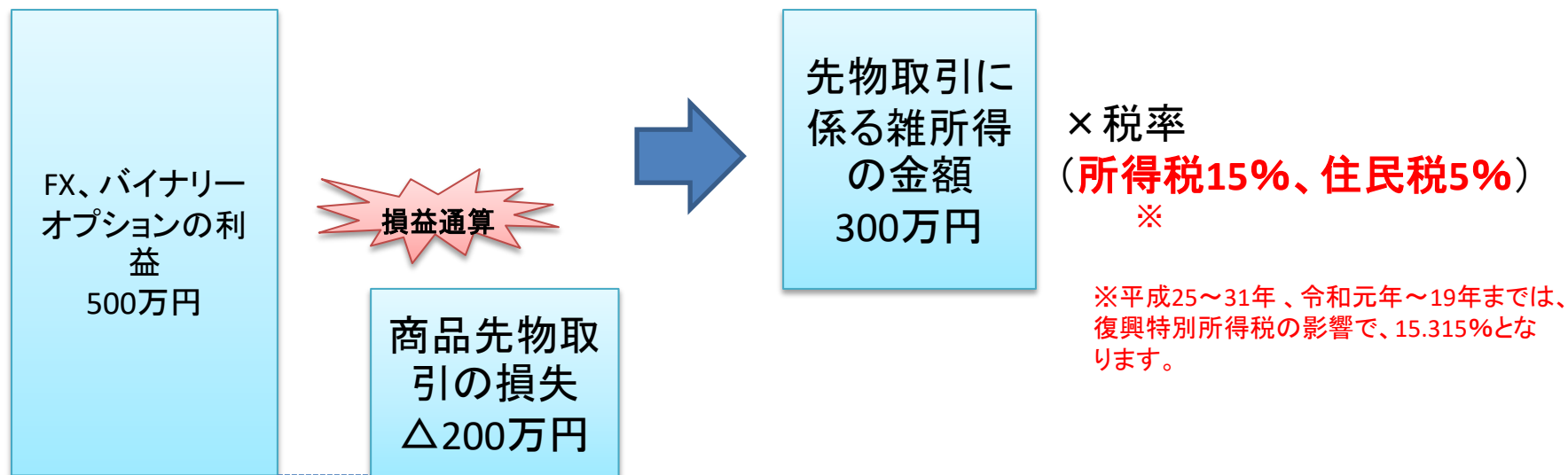
2. FX、バイナリーオプション取引の課税

損益通算

FX、バイナリーオプション取引による所得や損失は、他の先物取引等により生じた所得や損失と損益通算が可能です。ただし、給与や事業所得など他の所得区分との損益通算はできません。

※他の先物取引等とは、他の会社で行っているFX取引、金や原油などの商品先物取引、日経225先物のような株価指数先物などをいいます。

<損益通算のイメージ>

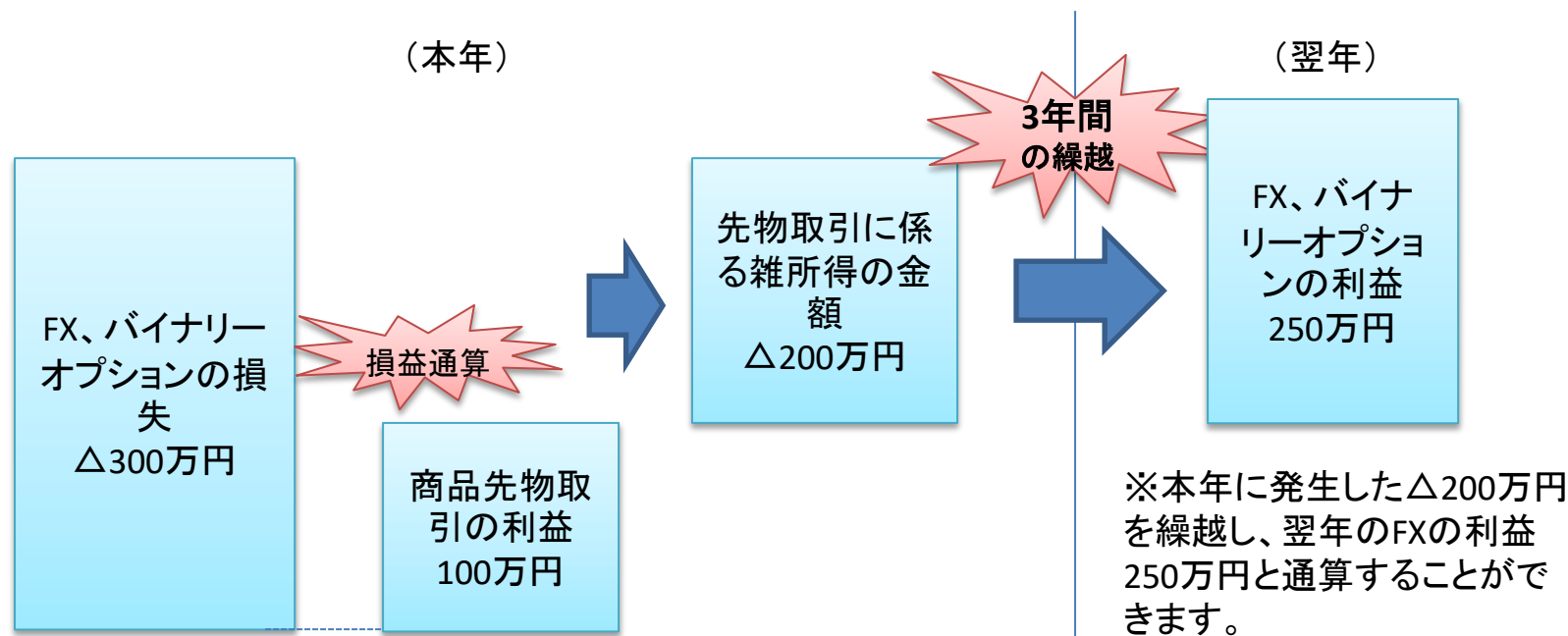


2. FX、バイナリーオプション取引の課税

繰越控除

FX、バイナリーオプションの損失や商品先物取引の一年間の損失について、損益通算しても控除しきれない場合には、その損失の金額は翌年以降3年間繰越して、翌年以降のFXの利益や商品先物取引等の利益の金額と通算することができます。なお、繰越控除を受けるためには、毎年確定申告を行うことが必要です。

<繰越控除のイメージ>



2. FX、バイナリーオプション取引の課税

確定申告に必要な書類

FX、バイナリーオプション取引の確定申告に必要な書類は以下の通りです。

1. 申告書第一表、二表、三表
2. 先物取引に係る雑所得などの金額の計算明細書
3. FX、バイナリーオプションの取引履歴がわかる損益報告書
4. **本人確認書類**
(マイナンバーカード、または身元確認書類)

◆確定申告に必要な書類は、外為どっとコムでは次のものを用意しております
外貨ネクストネオ・らくらくFX積立・外貨ネクストバイナリー
: 損益計算書・取引残高報告書 ... 取引画面で出力できます

※そのほか、損失を繰り越す場合には所得税の確定申告書付表
(先物取引に係る繰越損失用)が必要です

平成 年分の所得及びの確定申告書添付書類台紙
令和 税務特別所得税

氏名	フリガナ
住所	

① のりしろ

本人確認書類(写)

※ 申告書を提出する際には、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

(表面) (裏面)



◆マイナンバーカードをお持ちでない方

「Ⅰ 番号確認書類」の写しと「Ⅱ 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

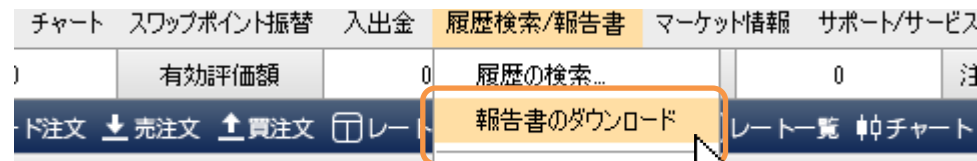
※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

Ⅰ 番号確認書類 (ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し) ・運転免許証 ・住民票の写し・住所簿が記載されている場合に限り ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り) などのうちいずれか1つ	Ⅱ 身元確認書類 (記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し) ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード ・公的医療保険の被保険者証 ・身元確認書類 などのうちいずれか1つ
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○ 申告に当たっては、上記①及び裏面の②からの書類(該当するものに限り)を、などを、この台紙に順番にのりつけし申告書と一緒に提出するが、申告書を提出する際に提示してください。

3. 外為どっとコムでの電子帳票作成

～外貨ネクストネオ リッチアプリ版～



「履歴検索/報告書」
-「報告書のダウンロード」をクリック

期間を指定し、
「取引残高報告書」PDFを
ダウンロード

期間を指定し、
「損益計算書」PDFを
ダウンロードしてください。

※期間中取引が無い場合は、損益計算書は出力されません。

https://www.gaitame.com/service/kshinkoku_neo.html

3. 外為どっとコムでの電子帳票作成 ～外貨ネクストネオ Webブラウザ版～



「履歴/報告書」
-「報告書のダウンロード」をクリック



取引報告書

2023年12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

取引残高報告書

開始日 2023/01/01 ~ 終了日 2023/12/31

※終了日に非営業日(土・日・曜日等)をご指定の場合は、そのご指定日の直前営業日までの書面が出力されます。
※非営業日の入金等の情報は、翌営業日分(土・日・曜日は月曜日分)として取扱われます。
※対象期間内の取引件数が25,000件を超えている場合、出力書面に取引明細が記載されません。その場合、対象期間内の取引件数が25,000件以下となるよう、対象期間を短くして再度ご出力ください。

損益計算書

2023年 01月 ~ 2023年 12月

期間を指定し、
「取引残高報告書」PDFを
ダウンロード

期間を指定し、
「損益計算書」PDFを
ダウンロードしてください。

※期間中取引が無い場合は、損益計算書は出力されません。

https://www.gaitame.com/service/kshinkoku_neo_web.html

3. 外為どっとコムでの電子帳票作成 ～外貨ネクストバイナリー～



「報告書」をクリック

期間を指定し、
「損益計算書」PDFを
ダウンロードしてください。

※期間中取引が無い場合は、損益計算書は出力されません。

https://www.gaitame.com/service/kshinkoku_neo_web.html

3. 外為どっとコムでの電子帳票作成 ～らくらくFX積立～



「メニュー」をタップ



「報告書」をタップ



期間・報告書種類を選択して
「PDFを表示する」タップ

4. よくあるご質問 ～外貨ネクストネオ～

Q:未決済のポジションを確認するにはどうすればいいですか？

- A. 『外貨ネクストネオ』の「取引残高報告書」PDFにてご確認いただけます。
リッチアプリ版取引画面、または、Webブラウザ版取引画面にて上部メニューの【履歴/報告書】>【報告書のダウンロード】から「取引残高報告書」PDFをダウンロードしてください。

『外貨ネクストネオ』における「取引残高報告」の確認方法はこちらでご確認ください。

URL:

https://www.gaitame.com/service/kshinkoku_neo.html

5. 申告書記載のポイント <申請書第二表>

令和 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

整理番号

住所 氏名

第二表 令和四年分以下に適用される保険料等の合計額

保険料等の種類	金額
① 社会保険料等	700,000
② 新生命保険料	
③ 旧生命保険料	
④ 新個人年金保険料	
⑤ 旧個人年金保険料	
⑥ 介護医療保険料	
⑦ 地産保険料	
⑧ 旧長期障害保険料	

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	収入金額	源泉徴収税額
		5,000,000	96,900

源泉徴収税額の合計額 96,900円

総合課税の課税所得、一時所得に関する事項 (㉑)

所得の種類 収入金額 必要経費等 差引金額

特別適用条文章等

配偶者や親族に関する事項 (㉒-㉔)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	職業	居住状況	その他
A		配偶者	53.12.31	専業主婦	同居	

専業主従者に関する事項 (㉕)

専業主従者の氏名 個人番号

住民税・事業税に関する事項

住民税

非課税所得など

申告書記載のポイント

年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者

種別 支払金額 所得控除の合計額 源泉徴収税額

種別	支払金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額
(源泉) 控除対象配偶者等の有無等	5,000,000	3,560,000	96,900

所得控除の額

控除の種類	金額
社会保険料等の金額	700,000

控除対象扶養親族の人数

氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
1	2	3	4	5

支払者 住所又は所在地

5. 申告書 記載のポイント <先物取引に係る計算明細書> ~外貨ネクストネオ~

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書 (記載例については、裏面を参照してください。)

この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告する場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、『先物取引に係る雑所得等の説明書』を参照してください。

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 → 事業所得用
譲渡所得用
雑所得用

年分 _____ 氏名 _____

取 引 内 容	①	②	③	合 計
				(③から⑤までの計)
取 引 決 済 年 月 日				
の 数 量				
決 済 の 方 法				
差金等決済に係る利益又は損失の額	15,600			
譲渡による収入金額(※)				
その他の収入	5,244			
計 ①+②又は①+③	20,844			
手 数 料 等				
②に係る取得費				
経 費				
計 ④から⑥ までの計				
計 ⑦+⑧又は⑦+④+⑤				
所得金額 ⑦-⑧	20,844			

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

申告書第三表(分離課税用)の「収入金額」欄の②(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑤(収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の②(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑤)にそのままだし、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の②(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑤)に「0」と書いてください。

(※)カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

○ ①、②及び③欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。

○ ④から⑥の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

○ ⑦本年の経費の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、⑦本年の経費の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、「____年分の所得税及び復興特別所得税の____申告書付表(先物取引に係る雑感損失用)」も併せて作成してください。

損益計算書

通貨ペア	スポット損益	スワップ損益	スワップポイント振替金額	手数料	通貨別期間損益
USD/JPY		0	0	0	
EUR/JPY		0	0	0	
AUD/JPY		0	0	0	
NZD/JPY		0	0	0	
CAD/JPY		0	0	0	
HKD/JPY		0	0	0	
調整金:					
合計:	15,600	4,404	840		20,844

6. お問い合わせ先



FXの確定申告 ＜年間損益確認手順＞

URL:

https://www.gaitame.com/service/kshinkoku_neo.html

お問い合わせフォームへ

メール・フォームでのお問い合わせ

URL:

<https://www.gaitame.com/inquiry/>

お客様からのご質問やご意見を、24時間※(土日を除く)いつでもお電話にてお問い合わせいただけます。

口座開設や取引方法でわからないことがあれば、サポートセンターにご連絡ください。

携帯・PHS
からもOK  **0120 - 430 - 225**

受付時間：24時間※(土日を除く) 【冬時間】月曜午前7時～土曜午前7時まで
【夏時間】月曜午前7時～土曜午前6時まで

※午後11時～午前7時(夏時間の土曜日は午前6時)までは、ユーザーID(口座番号)忘れ、パスワード忘れ、アカウントロックの解除などアカウント関連のお問い合わせのみ受け付けております(なお、[ログインサポート](#)でも受け付けております)。

※海外からのお電話は「81-3-5733-3065」まで、またIP電話の場合は「03-5733-3065」までおかけください。
誠に恐れ入りますが、これらの場合の通話料はお客様のご負担となります。

電話でのお問い合わせ

0120-430-225

IP電話の場合は 03-5733-3065